

氏 名	井 黒 忍
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 351 号
学位授与の日付	平 成 18 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学位論文題目	金元時代華北農業水利史の研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 杉 山 正 明	教 授 夫 馬 進	助教授 中 砂 明 徳
--------	----------------------	-----------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論は、序章及び第1章より第5章に至る各章に附章を加えた全7章からなる。中国史上における乾燥地農業の再評価という観点から、12世紀より14世紀に至る間に、華北地域において国家政策として実施された農業・水利事業の展開を考察する。

序章において、従来の華北農業水利史研究が抱える問題点とその解決に向けての方向性が示される。論者は、これまでの近世農業水利史研究が、長江デルタを中心とする江南地域における農業技術及び農業形態の解明に偏重し、華北乾燥農業に対する低評価を生み出したとし、こうした研究史の背景に、アブリオリに設定された華北乾燥農業の停滞性や潜在的な進歩史観に基づく先進技術の追究といった視点の存在を指摘する。さらに、現在、乾燥地域において顕在化する環境問題の分析には、近世以降の華北乾燥農業に対する考察が不可欠であるとし、いわゆる異民族の侵入が華北農業を衰退に導いたとする見解に対する反論として、女真・モンゴルを中核として成立した金朝・モンゴル帝国時代においても、農業・水利分野に対する積極的な取り組みがなされたことを国家政策の面から検証する。

第1章においては、国家システムの核となる制度面、特に農業水利に関わる監察官制の検討を通して、金元時代における農業振興政策の展開を考察する。農業水利行政に対する監察権を付与された提刑司、提刑按察司などの監察機関は、現地調査という方法を用いて農作業の督励、農業技術の普及、地方官の農業振興への監督・査察を行い、農業振興及び租税徴収の円滑化が図られる。また、各地方官の勤務評定に直結する農業生産に関する年次報告が、地方監察官により大司農司へとなされ、さらに監察業務に関する報告が御史台へとなされることで、地方監察機関は中央と地方を結ぶ結節点の役割を果たす。農政機関との統合・分離を繰り返しながらも、監察機関の監察・農業振興の両業務兼任という方向性こそが、当該時代における農業振興政策の基調であり続けたとする。

第2章においては、山西省洪洞県広勝寺に連続して立てられた水利関連碑刻を一連の資料群として総体的に検討し、同一地点より見た近世を貫く水資源利用のあり方を検証する。金代初期に灌漑用水を巡って引き起こされた紛争の経緯を記す「都総管鎮国定両渠水碑」のテキストを確定し、読解を行うとともに、明代水利碑や清代水冊といった関連史料との比較を通して、灌漑用水を三対七に分割する水利慣行が、近世全期を通じて継承されていくことを明らかにする。さらに、前掲碑刻中に見える「上畔」という文書形式が、金代初期の占領地行政の中から生み出され、北宋滅亡後に華北地域の統治を委ねられた軍政機関による統治システムを反映するものであるとする。

第3章においては、主に『長安志図』の記載に拠り、モンゴル時代における灌漑システム整備と屯田の形成という観点から、陝西地方涇河流域における灌漑水利事業の展開を考察する。オゴデイ時代に始まる涇渠灌漑システムの整備は、同時に大規模な集団入植による屯田の形成を意味し、金朝末期よりの極端な人口減少と、それに伴う生産力の低下という事態を開拓するため、対四川攻撃の際の捕虜と投降民2,000戸が集団単位で渭北地域に遷徙され、農地開発と灌漑施設整備に充当される。その際に、同地域はオゴデイの直轄領へと転換が図られ、全真教団の教線拡大の動きとも相まって、さらなる開発の

進展が見られる。また、至元年間における涇渠灌漑整備事業が、農業水利振興政策の一環として推進されたことが明らかとなる。

第4章においては、前章で得られた渭北地域の屯田に関する歴史的経緯の知見を基に、屯田管理機関である屯田総管府の構成、各屯田の規模、納入糧額の割当などから、モンゴル時代における屯田政策の推移を考察する。広域に跨る涇渠灌漑システムの維持管理は、複数の管理機関を統合した屯田総管府の成立により、大量の労働力の投入を可能とし、灌漑・屯田の両事業はより機能的な結びつきを有することとなる。さらに、サンガ執政期における戸籍調査・会計調査を経て、新たに析出された余剰戸を用いて民屯が形成されるとともに、民田を没収して屯田とするなど、屯田地拡大政策が実施される。また、各屯田は1県当たり650～750戸、1屯当たり100戸、1戸当たり130畝を基準として、主に同郷出身者を中心に配置されたものであり、これら屯田戸の中には、集団にて取水に至便な土地に配置された優位性を利用し、均等な取水条件を意図した灌漑用水利用規程を犯して、違法な灌漑用水利用を行う事例を確認することができる。

第5章においては、華北乾燥地域における気候変動への対処法として、金元時代を通じて実施された区田法と呼ばれる集約農法の検討を行う。金代章宗朝において、政府主導の農業政策としては、ほぼ1,100年ぶりに区田法が復活実施される。頻発する旱魃への対処法として、二年に及ぶ議論を経て復活実施された区田法の具体例を、山西省侯馬において発見された金代磚墓中の刻字に見出し、その実施面積及び見込み収穫量に関する規程を確認する。同時に、そこに見られる収穫見込み量は、実収穫量とは乖離した机上の数値に過ぎず、区田法の抱える重大な問題点を示すものとなる。金朝末期における食糧増産を目的とする区田法実施を経て、モンゴル時代中統年間において再び区田法が実施され、南宋併合の後には対象地を江南地域をも含めた全国レベルに拡大される。さらに至順年間に至り、頻発する自然災害への対処法として、再度区田法の実施が命じられることとなるが、その具体的な内容を『救荒活民類要』及びカラホト文書中に確認する。両史料に共通する区田法は、耕作地を取り囲む土塼の造築、井戸の開鑿、桑栽培との組み合わせなど、漢代以来の区田法とは明らかに異なる諸要素を含むものであり、金元時代における区田法の変容を示すとともに、この内容こそが明清時代へと継承されていく基本プランとなる。

附章においては、前章にて利用した『救荒活民類要』所収の区田法関連史料の訳注を行う。通行の明刊本を底本とし、わずかに関連の箇所を残す元刊本、さらにほぼ一致する記事を有するカラホト文書中の関連史料との比較対照を通して、現代語訳を行う。また、『救荒活民類要』及びカラホト文書関連史料との密接な関連の窺える『農桑輯要』・王禎『農書』中の区田法関連史料の現代語訳を附記する。

論文審査の結果の要旨

序章および第1章より第5章にいたる各章に附章をくわえた全7章からなる本論文は、12世紀から14世紀にいたる金元時代の華北において、国家政策としておこなわれた農業・水利事業の展開を考察したものである。

まず序章において、これまでの華北農業水利研究がかかえる問題点を指摘し、みずからの研究の立脚点とアプローチの具体案を示す。そのさい、長江デルタを中心とする江南地域に対し、華北乾燥農業の停滞性がアприオリに設定されていたこと、くわえて女真・モンゴルによる「異民族」支配が華北農業を衰退せしめたとする思い込みがあったことを述べ、それらへの反論としてむしろ金元時代のほうが農業・水利への積極的な取り組みがなされたことを簡述する。

第1章以下の各章は、具体的な諸側面からの分析・検証である。第1章においては、農業・水利にかかわる監察官制度のあり方と、それにとまなう農業振興政策の展開をあとづける。第2章では、華北における具体的な事例研究として、山西省洪洞県の有名な文化史蹟である広勝寺に伝存する水利関連碑刻を総体的に検討する。とりわけ、金代初期に灌漑用水をめぐる起きた紛争の顛末をしるす「都総管鎮国定兩渠水碑」の読解・分析を通じて、同地では灌漑用水を三対七に分割する水利慣行が明清時代までも継承されていた事実を指摘する。

転じて、第3章においては陝西地方を対象をさだめ、きわめて具体性にとむヴィジュアル・データの『長安志図』を取りあげて、モンゴル時代の灌漑システム整備と屯田の形成を検討する。第2代モンゴル皇帝のオゴデイ治世に始まる涇水流域の灌漑システムの構築は、大きく移りゆく当時の社会状況と政治変転のなかで鋭意なしとげられたプロジェクトであったことが描出される。つづいて第4章においても、前章にひきつづいて涇水流域をふくむ渭北地域における屯田政策の諸相と継

続的な展開の実際が検討・提示される。このあたり、手ごたえのある歴史分析が披瀝され、有益な史実が引き出されている。

第5章では、乾燥地域である華北における気候変動への対処法として、金元時代を通じてなされた区田法と呼ばれる集約農法に着目し、その具体的な展開を時期を追って克明に辿ろうとする。金代において頻発する旱魃への対処法として実施された区田法の事例を、山西省侯馬より発現した磚墓の刻字に見出し、実施面積と見込み収穫量に関する規程を抽出するとともに、それが実収穫量とは乖離した机上の計算にすぎなかったことを指摘する。さらに、モンゴル時代にあっては、区田法の対象地域が中華本土全域にひろげられたことを述べ、稀有な史料である『救荒活民類要』やカラホト出土文書を手掛りに、耕作地を囲む土壁の造築をはじめ具体的な状況・方式が導き出される。なお、附章において『救荒活民類要』所載の区田法関連史料の訳注が試みられる。

本論文を総括すれば、研究のアプローチについて鮮明な方向性があること、取りあげる題材・対象・内容が具体的であること、碑刻史料や出土文献、新出の典籍史料の積極的な利用など、課程博士論文としてすぐれた諸点が多々ある。現地フィールド調査をふくめた総合的把握を意図する点も、当然とはいえ評価に値する。こうした研究は、近年とみに活発化が著しいとされるモンゴル時代史研究のトレンドを背景ともしており、そのなかでも今後が期待される若手研究者の一角を占めるといってもいい。だからこそあえていえば、そもそも世界レベルで見た場合、乾燥農業と水利の研究が従来なぜ熱心になされたのか、また一口に乾燥農業といっても、ユーラシアの乾燥域では現実には多様なヴァリエーションと振りが存在し、華北においてもそうした諸要素がまさに混在していること、そしてそれらの克明・確実な把握なくしては、概念的な用語に振り回され、所論はまま上すべりの「つくりもの」になりかねないことなど、かならずしも十分とはいえない文献史料の読解・分析もあわせ、課題はなお少なくない。より誠実で着実な精進を望みたい。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2006年1月10日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。